

教師集団の多様性の確保に 関する関連資料

教職員集団の多様化に関する近年の議論

令和3年1月26日中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

学校の教職員組織は、同じような背景、経験、知識・技能をもった均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との関わりを常に持ち続ける組織や、当該人材を取り入れた組織であることが、絶えず変化していく学校や社会のニーズに対応していく上で望ましい。特に Society5.0時代の到来など、学校は多種多様な変化にも適切に対応していく必要があり、均一的かつ硬直的な教職員組織ではなく、多様性と柔軟性を備えた組織であることが望まれる。

学校外部の人材を活用していくに当たっては、学校現場に参画するために様々なルートを確認しつつ、学校側のニーズや学校で働くことを希望する者のニーズに対応して、最適なルートを今まで以上に活用しやすくすることで、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織を構築していくことが必要である。

令和4年12月19日中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～(抄)

教職員集団の多様化

学校を取り巻くあらゆる課題に対応するためには、個々の教師の資質能力の向上だけでは限界がある。学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するためには、組織のレジリエンスを高めることが重要であり、構成要素の一つとして、教職員集団の適度な多様性が必要である。

そのためには、教師一人一人の専門性を高めるとともに、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいくことが重要である。

学校現場においては、学校との関わりの度合い(頻度や業務内容等)に応じて、社会人等多様な人材が参画している。近年では「チームとしての学校」の理念の下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員など、多様な人材がそれぞれの専門性を活かしたり教師を補助したりしながら児童生徒への対応や学校運営に携わっている。今後は、専門的な知識・経験を活かし、教師として勤務する民間企業等の勤務経験者が増加することで、教職員集団の多様性が一層向上されることになる。

地方公共団体と民間との交流（民間→地方）

- 民間企業の従業員が地方公共団体で勤務する（一時的に地方で勤務し、その後復帰する）場合として、
- ① 企業の身分を保持したまま、地方公務員として勤務
 - ② 企業の身分をいったん退職し、地方公務員として勤務後、元の企業に復帰（国の官民交流法と同様、前もって民間企業との間で復職に関する取決めをしておくことも可能）
 - ③ 企業の研修の一環として、地方公共団体で勤務の3つのパターンが考えられる。

制度として定められている派遣の類型

	派遣もとに身分を残したまま採用①	派遣元を退職して採用②	（参考）研修派遣（受入）③	（参考）国家公務員の官民交流
制度	非常勤職員（特別職非常勤職員・会計年度任用職員）または、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「任期付職員」として採用	同左	民間企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣	官民交流法に基づく「交流採用（雇用継続型または退職型）」
身分	地方公務員 ※ 会計年度任用職員または任期付職員の場合は、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（特別職非常勤職員の場合は同条の適用はない。）	地方公務員	民間企業の従業員	国家公務員
給与負担	地方公共団体が負担	同左	民間企業が負担	国が負担
服務規律	地方公務員法上の服務規定が適用 ※ 特別職非常勤職員の場合は、適用なし	同左	地方公共団体と民間企業との協定に基づく	国家公務員法上の服務規定が適用

（参考）民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する際の留意事項について（R5.3.31総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡）（抄）

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等であっても、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

（参考）雇用保険に関する業務取扱要領（令和5年10月1日以降）適用関係 第3被保険者 20352(2)労働者の特性・状況を考慮して判断する場合（厚生労働省）

○地方公務員として出向する場合であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する任命権者の兼業許可を受けていること、その他出向に関する契約、協定、覚書等により、当該出向元との雇用関係を継続したまま、地方公務員としての身分を併有していると確認できる場合は、出向元事業主との雇用関係に係る被保険者資格を存続させる。

教育公務員にかかる兼職・兼業制度の概要

- 地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務遂行のために全力を挙げて専念しなければならない、また、職務遂行のために、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用い、その職務にのみ従事しなければならないことから、営利企業の従事等は原則として禁止され、従事する場合は任命権者の許可が必要となっている。
- 教育公務員も原則上記の制限を受けるが、教育公務員特例法による特例として、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合にはその職を兼ね、又は事業若しくは事務に従事することができることとなっている。

【地方公務員法】

(営利企業の従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りではない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県費負担教職員について本条を適用する際には、「任命権者」は市町村教育委員会と読み替えられている。

【教育公務員特例法】

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。)において認める場合には、給与を受け、又は受けず、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

【教育に関する他の事業若しくは事務】の範囲についての基準(昭34・2・27人事院職員局長回答)

1. 公立または私立の学校または各種学校の長およびこれらの学校の職員のうち、教育を担当し、または教育事務(庶務または会計の事務に係るものを除く。以下 同し。)に従事する者の職
2. 公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
3. 前2号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するものならびに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
4. 学校法人および社会教育関係団体(文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職ならびにこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
5. 国会、裁判所、防衛庁(注・現防衛省)または公共企業に付置された教育機関または教育施設の長およびこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

地方公共団体の一般職任期付職員法の活用

任期付職員法の活用形態

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（任期付職員法）に基づく任用区分

任用区分		要件	採用方法	任期
特定任期付職員	3条 1項	○ 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要	選考	5年以内
一般任期付職員	3条 2項	○ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要		
四条任期付職員	4条	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験又は選考	3年以内（特に必要な場合は5年以内）
任期付 短時間勤務 職員	5条	① 4条における①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替		

○ 条例により、特定任期付職員については固有の俸給表を適用可能。

任用の例（福岡県の場合）※3条1項活用

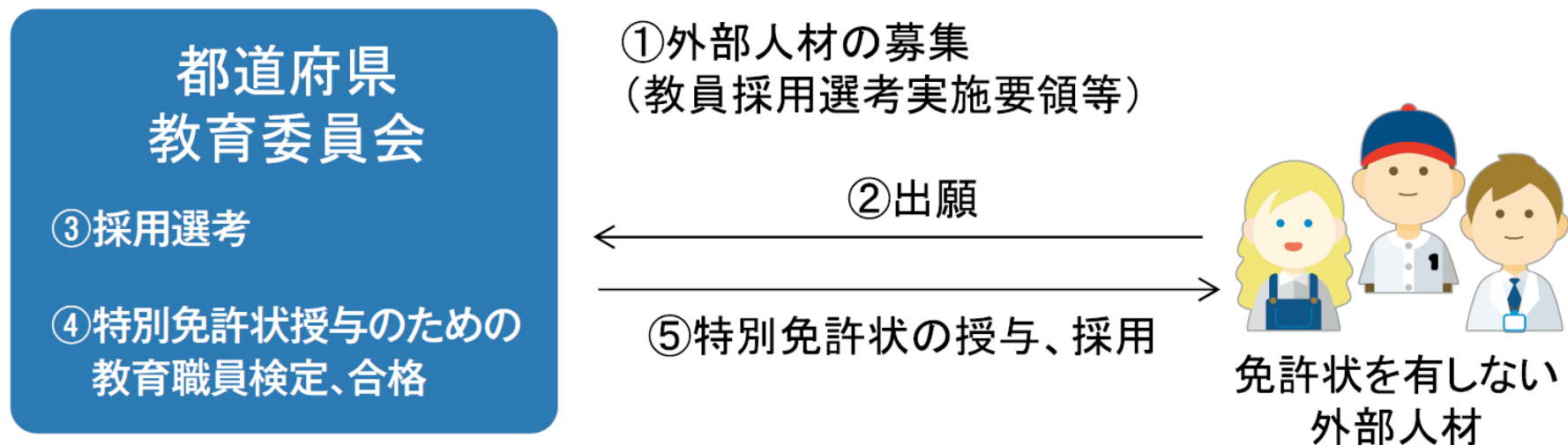
- 県立高等学校における統合型の英語力の育成のため、NET（Native English Teacher：ネイティブ英語教員）として任期付職員法第3条1項に基づく、“特定任期付職員”として任用。
- 従前、ALT（外国語指導助手）として勤務していた方など英語母語話者の外国人材を、特別免許状を付与した上で、6名任用し県立高校6校に配置。
- 当該任用された教師については「福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に定める俸給表を適用し、行政職員（一部を除く）の平均よりも高い俸給表を適用。

任用の例（川崎市の場合）※4条を活用

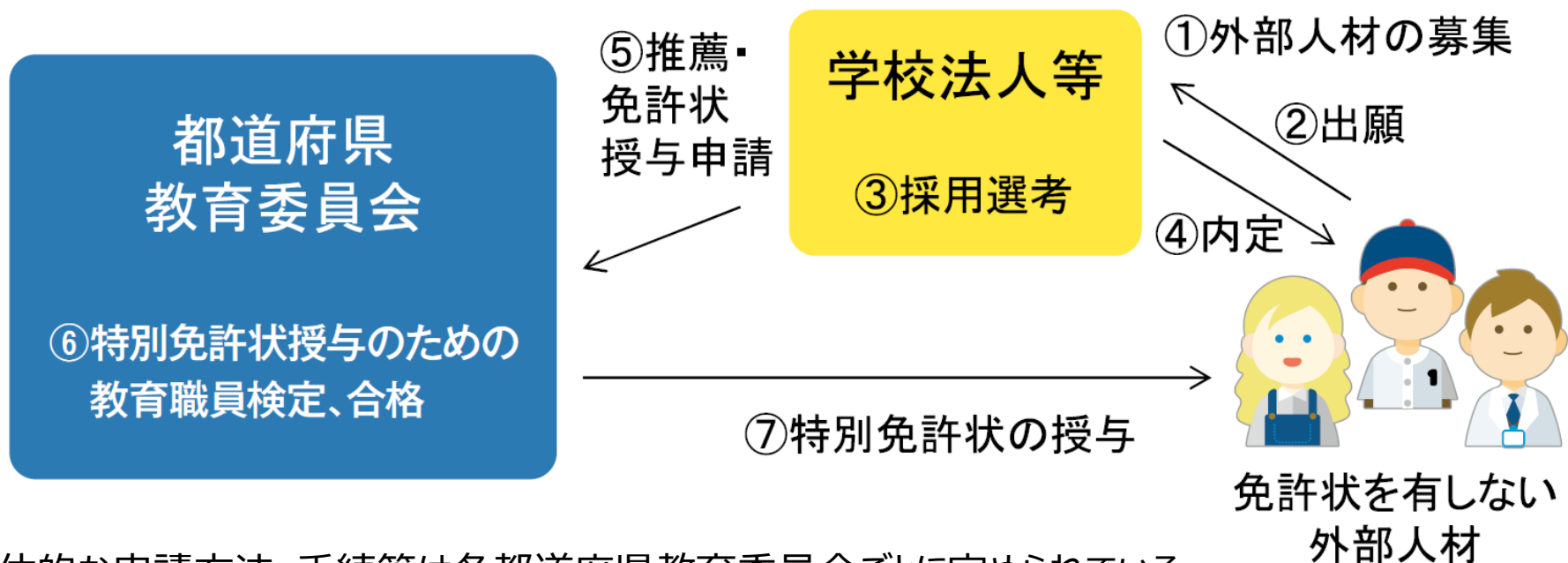
- 小学校の教諭及び専科指導担当教員として、3年間の勤務を想定し、12月頃に面接と小論文に基づく選考を実施。

特別免許状授与までの流れ（例）

（1）免許状の授与権者（都道府県教育委員会）が採用者の場合



（2）免許状の授与権者以外（私立学校法人等）が採用者の場合



※ 具体的な申請方法・手続等は各都道府県教育委員会ごとに定められている

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れる**ことにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、**都道府県教育委員会が授与する**免許状。授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている**。
- 授与が高等学校や英語、看護といった教科に偏っていることや、公立学校での授与が進んでいないなどの課題を踏まえ、**公立学校や小中学校でより一層の特別免許状の活用が進むよう、文部科学省では令和3年5月11日に授与に係る指針を改訂**。

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）
又は 在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**【概ね3年以上】**
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等、 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等、
博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

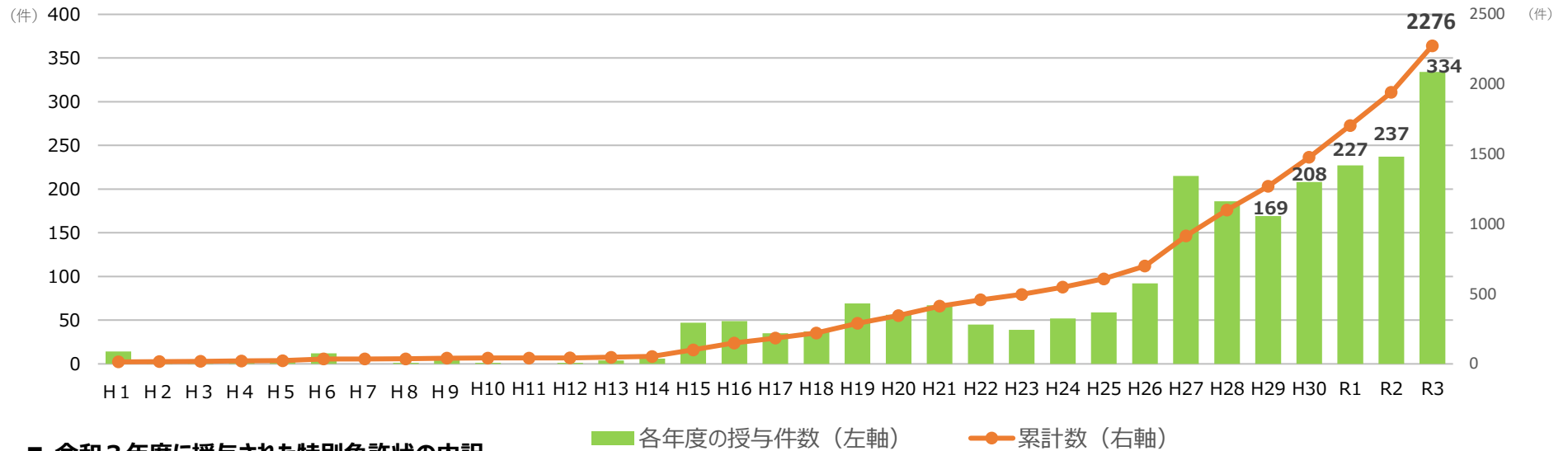
3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

【その他】

- （1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し**、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、受付時期や手続き処理の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続の整備及び周知を行う**こと。
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施**すること。

特別免許状の授与件数の推移



令和3年度に授与された特別免許状の内訳

学校種別	学校種別	件数	内訳
小学校	国立	0	
	公立	20	英語 (19件) 理科 (1件)
	私立	12	英語 (11件) 音楽 (1件)
中学校	国立	0	
	公立	20	英語 (14件) 理科 (3件) 社会、美術、保健体育 (各1件)
	私立	63	英語 (54件) 技術、社会、理科 (各2件) 数学、美術、保健体育 (各1件)
高等学校	国立	0	
	公立	71	英語 (18件) 工業 (14件) 看護 (13件) 農業、福祉 (各5件) 理科 (4件) 水産 (3件) 情報 (2件) 音楽、フランス語、韓国語、公民、国語、地理歴史、美術 (各1件)
	私立	132	英語 (83件) 看護 (11件) 情報、数学 (各5件) 国語、理科 (各4件) 家庭、工業、商業、保健体育 (各3件) 中国語、公民、美術 (各2件) 音楽、地理歴史 (各1件)
特別支援学校	国立	0	
	公立	16	肢体不自由 (13件) 聴覚障害教育 (1件) 理療 (2件)
	私立	0	
合計		334	<特別免許状所持者の主な職歴> アスリート (オリンピック等)、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員 など

(出典) 令和3年度教員免許状授与件数等調査

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	4,796	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710
中学校	2,382	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299
高等学校	11,775	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990
特別支援学校	1,818	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432
合計	20,771	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431

◆ 事例

医学・看護 (医師、看護師等)	2,868	外国語（外国語会話を含む） (英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等)		3,808	家庭科教育 (調理師、栄養士等)	2,128	
芸術 (彫刻家、交響楽団員等)	1,956	福祉 (介護福祉士、手話講師等)	1,145	伝統芸能 (能楽器講師等)	655	競技スポーツ (元プロ野球選手等)	523
情報 (システムアドミニストレータ等)	491	茶道・華道 (茶道家、華道家等)	472	書道・書写 (書道家・書道教室講師等)	515	製造現場体験 (建築家、大工等)	336
異文化理解 (通訳、国際理解ファシリテーター等)	297	野外体験活動（農家、造園業等）	314	伝統工芸 (陶芸家等)	234	地域文化理解 (保存会会員、観光協会会長等)	319
環境教育 (学芸員、養蜂家等)	153	朗読 (フリーアナウンサー、図書館司書等)	74	理容・美容 (美容師、ネイリスト等)	121	その他 (NPO法人代表理事、CGクリエイター等)	1,298

「教師不足」の状況と対応

「教師不足」の状況

○教師不足の状況：令和3年度始業日時点 2,558人（5月1日時点 2,065人）

➡令和4年度当初の状況：3年度に比べ、悪化40、同程度22、改善6

➡令和5年度当初の状況：4年度に比べ、悪化29、同程度28、改善11

依然、厳しい状況

（※各都道府県・指定都市教育委員会回答数）

○一方で、教師不足への対応策として、**現職でない免許保持者向け研修**により二桁以上の講師登用につなげた教育委員会も複数存在

「教師不足」への対応

○文科省において教師の募集情報等を一覧できる**ポータルサイト**開設、学校への**入職支援用研修コンテンツ**の提供など。

○さらに現在、民間企業人材からの学校への入職を経団連や経済同友会等の**経済団体**に対し働きかけ中。

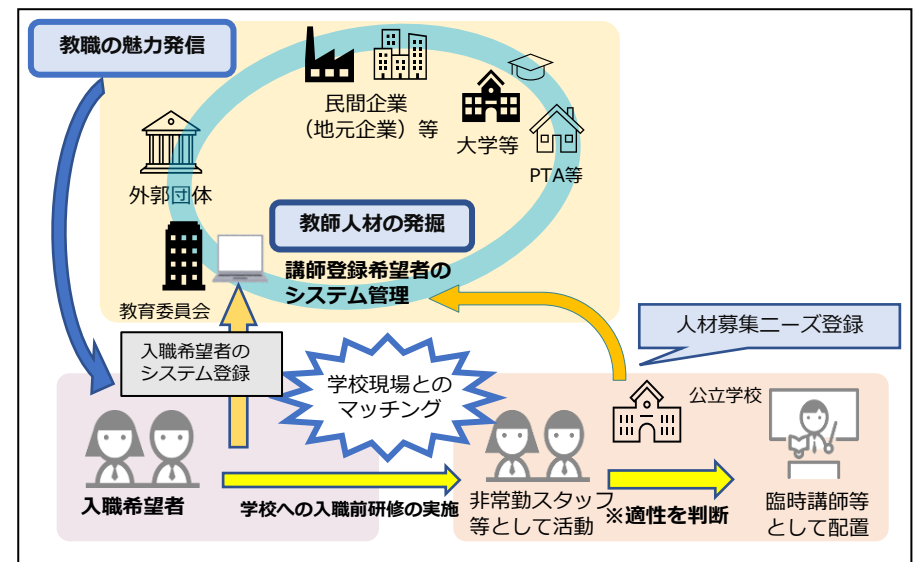
○全ての教委に対し、大学・民間企業等と連携して、地域社会全体への教師人材確保の呼びかけ、掘り起こし、学校への入職前研修の実施を**通知にて依頼**。

今後の新たな対応策

令和6年度概算要求中（新規）

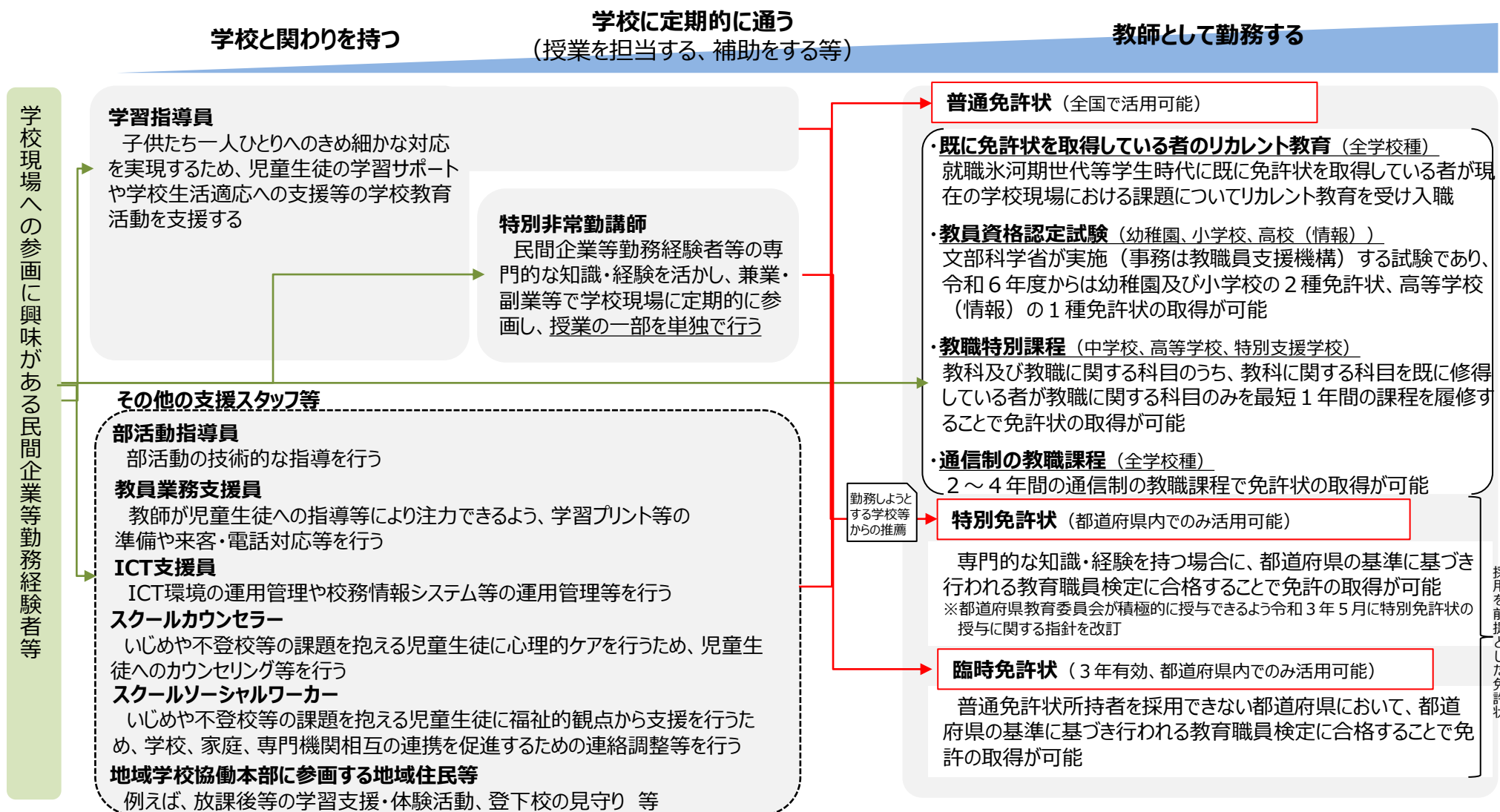
○文部科学省としては、各教育委員会における以下の取組を今後、推進。

- 各教育委員会が**大学、民間企業等**と教師不足に対応するための**連合体を組織**し、地域社会全体に教師の仕事の価値ややりがいを発信し、教師人材の発掘を強化。
- 教員免許保有者を始めとした**新たな外部人材**を掘り起こし、**学校現場とのマッチング、入職支援**の実施。



(参考) 社会人等多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。



(参考) 柔軟な勤務を認め多様な人材を 学校に呼び込む取組 (私立学校)

内閣府総合科学技術・イノベーション会議教育・人材育成ワーキンググループ(第2回)
(R3.10.14) 資料「これまでの議論を踏まえた論点整理「人材」編」より抜粋

新渡戸文化学園 (東京都中野区)

約4割の教員が兼業

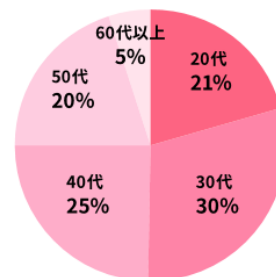
- 学園の方針として、多様なバックグラウンドの教職員集団を形成するため、**教職員の副業 = 二刀流を申請制で認めている。**
- 小中高における正規雇用の専任教員のうち、**学外の組織の肩書を持つ教員は36%。**
 - ・ 企業とのアドバイザー契約、執筆、YouTuber、舞台俳優、大学院進学、等
- **他企業・他職種で働く人が学園で副業する Nitobe Future Partner もスタート。**
 - ・ 各分野の最前線で活躍するカメラマン、雑誌編集者、漁師等、14名が学校運営に参画

※社会と学校がシームレスになる取組みにより、生徒の社会に対する意識が変化。

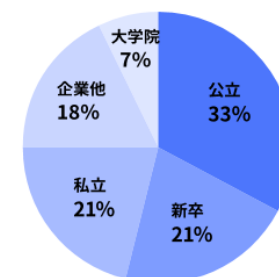
「自分の力で国や社会が変われると思う」全国18%:新渡戸学園46%

小学校、中学校、高等学校、アフタースクール教職員 - 61名

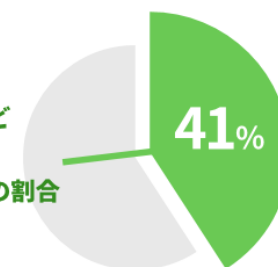
年代



バックグラウンド



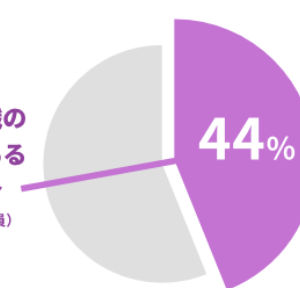
民間企業など 教員以外の 職種経験者の割合



ユニークな経歴例

IT企業、製薬会社、日本科学未来館科学コミュニケーター、日本語教師、JICA海外派遣、仏像修復師、Jリーグジュニアサッカーコーチ etc

学外の組織の 肩書がある 教員の割合 (対象: 小中高教員)



ユニークな経歴例

絵本作家、YouTuber、大学教員、民間企業研修講師、執筆業、俳優学習塾、社会人大学院生 etc

探究・STEAMにつながるプロジェクトも同学園で実施中「VIVISTOP NITOBE」

教室や教科、学年など、これまでの学校の仕組みを越え、先生も生徒、児童も、ともに作り、ともに学ぶ場です。学校は学びの宝庫です。授業も、休み時間も、放課後も。VIVISTOP NITOBEでは、日常で生まれる「問い」や「興味」をさらに深めます。もっと知りたい！もっとやってみよう！もっと作りたいたい！ そんな想いをアートやサイエンス、テクノロジーなどを活用し、多様な価値観を持つ人たちと共創しながら、自分たちなりの想いを実現させる場です。【キッズデザイン賞 (内閣総理大臣賞) 受賞】

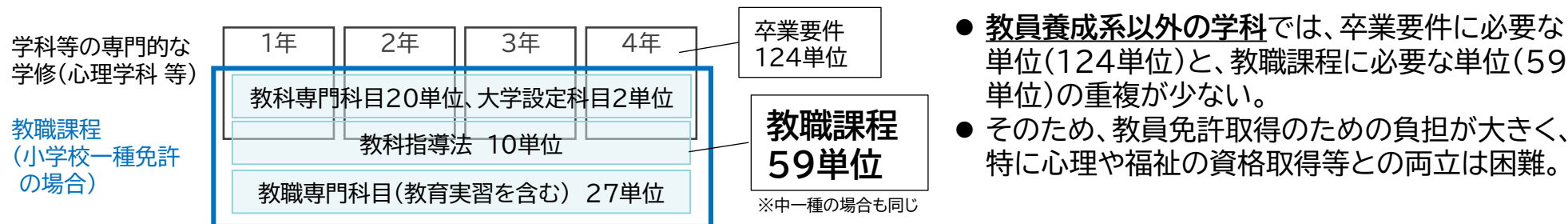
(出典) 新渡戸文化学園HP、新渡戸文化学園の協力のもと内閣府において作成

（参考）強みや専門性を身に付ける活動と両立する教職課程の特例制度

現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

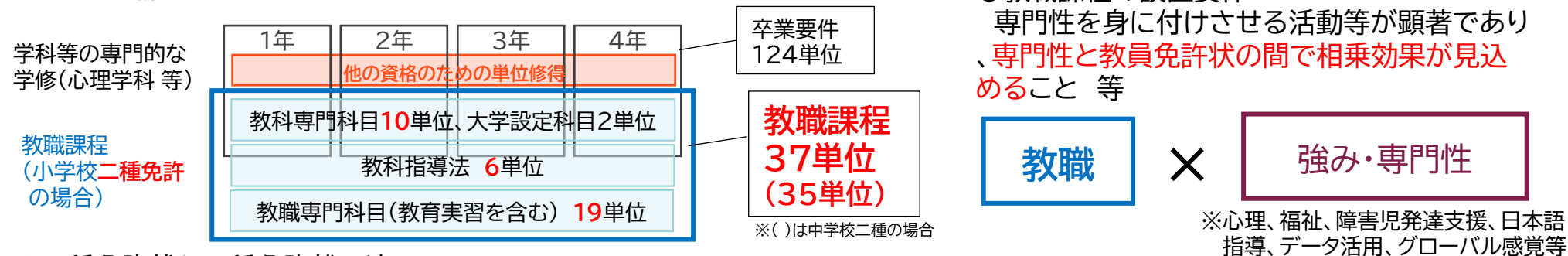
○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)



改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、**4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。**

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ



※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。